

山梨県過疎地域自立促進計画

自 平成 28 年 4 月

至 平成 33 年 3 月

山 梨 県

目 次

1 基本的な事項	1
2 産業の振興	2
3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	2
（1）基幹的な市町村道等の整備	2
（2）県道等の整備	3
（3）交通確保対策	5
（4）その他	5
4 生活環境の整備	6
5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	6
6 医療の確保	6
7 教育の振興	7
8 地域文化の振興等	7
9 集落の整備	7
10 その他地域の自立促進に関し必要な事項	8
11 過疎地域市町村に対する行財政上の支援	8
（1）産業の振興	8
（2）交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	11
（3）生活環境の整備	13
（4）高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	15
（5）医療の確保	16
（6）教育の振興	17
（7）地域文化の振興等	19
（8）集落等の整備	20

〔参考資料〕概算事業計画一覧

山梨県過疎地域自立促進計画

1 基本的な事項

昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」の4次にわたる過疎立法に基づく過疎対策等により、住民生活を下支えする交通基盤や情報通信基盤の整備、下水道等の生活環境の整備、医療・介護・福祉の確保、産業の振興等に一定の成果が上がっている。

しかし、住民生活の安全・安心の基盤となる公共施設（道路、情報基盤、生活排水等）の整備水準などについては、全国との差がなお存在している。

特に、地理的・地形的条件の厳しい地域においては、集落機能の維持が困難な集落が発生し、生活扶助機能の低下や耕作放棄地の増加、さらに、高齢化の進行や人口減少、定期バス路線等交通機関の廃止や身近な商店の減少等によって日常の買い物が困難な状況に置かれるなど、住民生活の安全・安心に深刻な問題をもたらす状況が生じている。

また、市町村合併の大幅な進展、ICT（情報通信技術）の進歩とその利活用の可能性の拡大、若年層を含めた都市から地方への移住・交流の可能性の拡大など、過疎地域を取り巻く環境も変化しており、こうした諸情勢への適切な対応が求められている。

さらにまた、これまでのハード事業に加えて、いわゆるソフト対策事業の重要性がますます高まることを県及び市町村が認識を共有した上で、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図ることが必要である。

こうした状況を踏まえ、今後の過疎対策については、これまでの過疎対策を十分評価しつつ、過疎地域の自立促進に向けて、「個性的で魅力的な地域社会の形成」、「活力ある地域社会の形成」、「生きがいに満ちた先進的な高齢化社会の形成」を基本的な方向として、若者の定住を図るための就業の場の確保、農林業をはじめとする産業の振興、安全で快適な生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育や地域文化の振興等を図るとともに、情報化や地域間及び産業間の交流を促進し、さらに、集落の整備や公共施設の整備を一層推進する。

また、過疎地域の自立促進を図るためには、過疎対策を広域的見地に立って進めることが重要である。

特に医療の確保やきめ細かな保健・福祉サービスの確保、あるいは国土保全など、市町村単独では対応が困難と考えられる広域的な事業等については、過疎地域を支える地方の中心的都市の役割にも着目した上で、隣接・近隣する地方の中心的都市も含めた圏域全体としての対策のあり方について、関係者の意向や意見を十分聴取し、地域間連携についての合意形成を図りながら進めることとする。

2 産業の振興

過疎地域の基幹的産業である農林業の振興を図るため、農林業の基盤整備や施設及び経営の近代化を推進するとともに、地域の特性に応じた農林作物生産の振興を図る。

また、地域の資源や特性を生かし、地域経済の活性化を図るため、コミュニティビジネスの手法を活用するなど社会のニーズにあった多様で特色ある商工業の振興と雇用の場の拡大に努めるとともに、自然環境と調和した観光・レクリエーションの振興を図る。

事業名	事業内容
農業の振興	(1) 中山間地域総合整備事業 生産基盤整備 北杜市(旧白州町、武川村の区域)、 生活環境基盤整備 市川三郷町、身延町、南部町 交流基盤整備等
	(2) 農地環境整備事業 生産基盤整備等 山梨市(旧三富村の区域)、 富士川町(旧鯉沢町の区域)、 丹波山村、小菅村
	(3) 畑地帯総合整備事業(担い手支援型) 生産基盤整備 富士河口湖町(旧上九一色村の区域)
	(4) 耕作放棄解消、発生防止基盤整備事業 生産基盤整備 北杜市(旧白州町、武川村の区域)
林業の振興	(1) 保安林改良事業 植栽、本数調整伐 山梨市(旧牧丘町の区域)
	(2) 保安林保育事業 下刈、本数調整伐等の保育 山梨市(旧牧丘町の区域)

3 交通・通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 基幹的な市町村道等の整備

地域住民の生活道路として主要集落を相互に連絡する基幹的な市町村道及び地域産業の振興等に重要な役割を果たす市町村道について、事業効果、緊急度、市町村の財政状況等を検討するなかで、必要に応じて代行事業を取り入れ、県が市町村に代わってこれを整備する。

(2) 県道等の整備

地域間交流及び地域活性化を促進し、また災害に強い道づくりを目指して、過疎地域とこれを包括する広域的な社会経済圏の中心となる都市地域とを連絡する道路など、過疎地域の生活及び産業上の要路となる国道及び県道の整備を推進する。

また、農林業の振興と農山村地域の活性化を図るため、農道、林道を整備する。

事業名	事業内容	市町村名
国道 (知事管理分)	道路改築	
	・ 413号(道志バイパス) W=7.5m L=2,300m	道志村
	・ 139号(小菅橋) W=9.5m L=200m	小菅村
	・ 139号(余沢) W=7.0m L=750m	小菅村
	・ 300号(中之倉バイパス) W=7.0m L=1,800m	身延町
・ 411号(大常木期バイパス) W=7.0m L=700m	丹波山村	
県道	(1) 道路改築	
	・ 北杜八ヶ岳公園線(乙坂) W=10.0m L=600m	北杜市(旧須玉町の区域)
	・ 日野春停車場線(鯨) W=7.0m L=820m	〃
	・ 箕輪須玉線(穴平) W=5.0m L=170m	〃
	・ 駒ヶ岳公園線(横手) W=9.5m L=380m	北杜市(旧白州町の区域)
	・ 駒ヶ岳公園線(白須) W=7.0m L=240m	〃
	・ 塩平窪平線(西保中~久保) W=9.25m L=1,570m	山梨市(旧牧丘町の区域)
	・ 柳平塩山線(杣口) W=9.5m L=1,000m	〃
	・ 笛吹市川三郷線(下芦川) W=7.0m L=1,300m	市川三郷町
	・ 笛吹市川三郷線(畑熊) W=7.0m L=400m	〃
	・ 市川三郷身延線(岩間) W=7.5m L=500m	〃
	・ 甲斐早川線(南アルプス市芦安芦倉~早川町奈良田) W=7.0m L=5,000m	南アルプス市 (旧芦安村の区域)、早川町
	・ 南アルプス公園線(保) W=7.0m L=240m	早川町
	・ 光子沢大野線(大野) W=7.0m L=1,060m	身延町
・ 遅沢静川線(夜子沢) W=5.0m L=620m	〃	

	・古関割子線（道）	W = 7.0m	L = 320m	身延町
	・割子切石線（下田原）	W = 7.0m	L = 2,200m	〃
	・富士川身延線（和田）	W = 7.0m	L = 840m	〃
	・富士川身延線（井出）	W = 7.0m	L = 780m	南部町
	・高瀬富士線（町屋）	W = 9.25m	L = 180m	〃
	(2) 橋梁			
	・甲斐早川線（古屋敷橋）	W = 9.5m	L = 500m	南アルプス市 (旧芦安村の区域)
	・市川三郷富士川線（富士橋）	W = 10.0m	L = 600m	市川三郷町、富士川町(旧鵜沢町の区域)
農 道	(1) 畑地帯総合整備事業			
	・富士西麓高原地区	W = 5.0m	L = 3,042m	富士河口湖町 (旧上九一色村の区域)
	(2) 中山間地域総合整備事業			
	・身延北部地区	W = 4.0m	L = 3,042m	身延町
	・南部地区	W = 4.0m	L = 2,109m	南部町
	・市川三郷地区	W = 4.0~5.0m	L = 5,570m	市川三郷町
	・身延南部地区	W = 4.0m	L = 1,940m	身延町
	・甲斐駒東部地区	W = 4.0m	L = 1,500m	北杜市(旧白州町、武川村の区域)
	(3) 農地環境整備事業			
	・丹波山地区	W = 3.0m	L = 72m	丹波山村
	・鵜沢地区	W = 4.0m	L = 68m	富士川町(旧鵜沢町の区域)
	・小菅地区	W = 3.0m	L = 1,763m	小菅村
	(4) 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業			
	・白州地区	W = 4.0m	L = 585m	北杜市(旧白州町の区域)
林 道	(1) 新設			
	・塩平徳和林道	W = 5.0m	L = 800m	山梨市(旧牧丘町、旧三富村の

		区域)
・富士東部(北)林道	W = 5.0m L = 627m	上野原市(旧秋山村の区域)
・富士東部(南)林道	W = 5.0m L = 770m	上野原市(旧秋山村の区域)、道志村
・足馴峠林道	W = 5.0m L = 3,010m	富士川町(旧鯉沢町の区域)
・大島峠林道	W = 3.0m L = 436m	南部町
・貫ヶ岳西林道	W = 4.0m L = 1,144m	〃
・戸屋林道	W = 3.0m L = 1,500m	早川町
・観音峠大野山1号支線林道	W = 3.5m L = 1,500m	北杜市(旧須玉町の区域)
・足馴峠1号支線林道	W = 3.5m L = 1,518m	富士川町(旧鯉沢町の区域)
・足馴峠2号支線林道	W = 3.5m L = 1,500m	〃
・赤石高下支線1号支線林道	W = 3.5m L = 3,800m	〃
(2) 改良・改築		
・南アルプス林道	W = 4.0m L = 4,200m	南アルプス市(旧芦安村の区域)
・井川雨畑林道	W = 4.0m L = 600m	早川町
・豊岡梅ヶ島林道	W = 4.0m L = 750m	身延町
・丸山林道	W = 4.0m L = 450m	早川町

(3) 交通確保対策

バス路線の維持確保対策として、生活路線の維持と代替バスの運行の確保を図る。

(4) その他

地域における情報インフラの整備を図るため、光ファイバ網、無線通信施設等の整備を推進し、情報ネットワークの導入や、難視聴地域の解消を図る。

災害等に際し速やかな情報伝達を確保するため、防災行政無線システム(同報無線、地域防災無線、移動無線)等の通信網の整備・拡充に努める。

4 生活環境の整備

若年者等の定住をより一層促進するとともに、都市住民との交流及び住民の安全確保を図るため、地域の実態を考慮しながら、生活様式の都市化や生活環境の保全等に対応する下水道事業の推進、生活用水の確保、消防・救急施設の整備を推進する。

安全な生活環境の整備や災害に強い地域づくりを推進するため、土砂災害対策の推進に努める。

事業名	事業内容
防災安全交付金事業	(1) 砂防事業
	(2) 地すべり防止事業
	(3) 急傾斜地崩壊対策事業

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢者福祉計画、介護保険事業支援計画、地域保健医療計画等に基づき、地域支援事業や老人福祉事業の推進、介護や医療サービスの提供・確保など各種施策を推進するとともに、広域連携の取組等との整合を図りながら、各種施設の整備を推進する。

また、子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援地域行動計画に基づき、子育て支援や児童の健全育成など子育ての喜びを実感できる地域づくりを進めるとともに、障害の有無にかかわらず、県民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念に基づいた地域社会の実現を図るための施策を、地域の実情に応じて、総合的かつ体系的に推進する。

6 医療の確保

住民の医療の確保や健康管理の充実を図るため、へき地医療拠点病院と過疎地域市町村が設置する診療所との機能分担と連携を進め、広域的なネットワークの形成を図りつつ、巡回診療等の充実、医師等医療従事者の確保を推進する。

事業名	事業内容
病院・診療所の整備	無医地区等における住民の医療を確保するため、へき地医療拠点病院及びへき地診療所の施設・設備の充実を図っていく。

巡回診療	へき地医療拠点病院による無医地区等への巡回診療
保健指導等の活動	医療従事者が連携して地域における保健指導活動や各種相談事業、健康増進事業等を推進する。

7 教育の振興

よりよい教育環境を整備するため、校舎、屋内運動場、プール等の施設・設備の整備や、教職員住宅等の整備促進をはじめ、スクールバス等の通学手段確保を促進する。

また、生涯学習、社会教育、スポーツ等の振興を図るため、集会施設、社会教育施設、体育施設等の整備を、施設の機能や地域特性等を踏まえ計画的に促進するとともに、各種指導者・ボランティア等の養成、セミナー・講座・研修会等の開催、情報提供等の事業を推進する。

8 地域文化の振興等

地域の特色を生かしながら、守り育てられてきた伝統文化や生活文化等を保存、継承し、創造するため、地域文化を担う人づくりや文化振興などを積極的に支援する。

また、文化遺産等の保護活用を図るため、保存事業への支援や、各種講座の開催などの教育普及事業を推進する。

9 集落の整備

恵まれた自然環境及び歴史的文化遺産等の地域資源の再認識や、農山村の豊かな自然や歴史文化を求め訪れる都市住民との交流をさらに促進していくなかで、地域住民の自主的、主体的な取組による地域づくりを促進するため、多様な地域活性化策を講じる。

特に、集落再編の促進、相互扶助等伝統的な集落機能維持のため、コミュニティ形成の中核となるリーダーの育成、都市住民との交流等、地域住民の創意工夫により行う地域づくりを推進する。

事業名	事業内容	市町村名
地域景観リーダー育成事業	まちづくり、景観づくりの活動に中心となり取り組む人材の育成	甲府市他14市町村

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

男女共同参画による地域づくりのための環境づくりを推進する。

また、地域づくりのためのイベントの開催や情報の収集、提供などソフト面での対策を積極的に推進する。

11 過疎地域市町村に対する行財政上の支援

(1) 産業の振興

事業名	事業内容
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を支援する。 ・定額 国 (対象事業費の 1/2、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3 相当)
鳥獣害防除事業費補助	受益面積が概ね 3 ha 以上の鳥獣害防除施設の整備(市町村が行うもの及び市町村以外の者が行うもので市町村がその事業費の 30%以上を負担する場合 1 ha) に対する補助 ・補助率 県 3 / 10
基盤整備促進事業費補助	農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全等に対する補助 ・補助率 国 5 / 10 ~ 5.5 / 10 県 0.05 / 10
農地維持・資源向上活動支援事業	多面的機能支払交付金 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮及び担い手への農地集積を図るため、農用地、水路、農道等の地域資源の維持、保全、長寿命化等に要する経費に対して支援する交付金 ・定額 国 2 / 4 県 1 / 4
	多面的機能支払推進交付金 多面的機能支払交付金に係る事業の推進や事務処理を適正かつ円滑に実施するために必要な経費に対する交付金 ・定額 国 10 / 10

中山間地域等直接支払事業費交付金	<p>中山間地域等直接支払交付金</p> <p>中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保するとともに、自立かつ継続的な農業生産活動等の体制整備の取組を推進するため、農業生産活動等を行う農業者等に対して交付する交付金</p> <p>・定額 国 2 / 4 県 1 / 4 (一部地域は 国 1 / 3 県 1 / 3)</p>
	<p>中山間地域等直接支払推進交付金</p> <p>中山間地域等直接支払交付金の交付等を適正かつ円滑に実施するために必要な経費に対する交付金</p> <p>・定額 国 1 / 2</p>
水田農業改革支援事業	<p>地域の特性を生かした転作作物の生産拡大や高付加価値化、及び保水管理水田等不作付地の有効活用に向け必要な機械・施設整備に対し補助</p> <p>・補助率 県 1 / 2 以内</p>
やまなし農業・農村総合支援事業費補助金	<p>新・やまなし農業施策大綱の目標を達成するための取り組み(販路の拡大や強い産地づくり、農家所得の向上等)に必要な施設・設備整備等に対する補助</p> <p>・補助率 県 1 / 2 以内</p>
森林・林業再生基盤づくり交付金	<p>木材利用の拡大、木材の安定的・効率的な供給等を図るために必要な機械施設の整備等について補助</p> <p>・補助対象経費及び補助率</p> <p>ア 木造公共建築物や木質バイオマスの供給・利用を促進する施設の整備</p> <p>イ 地域材を利用したCLT等を製造する木材加工流通施設の整備</p> <p>ウ 高性能林業機械の導入、特用林産物の生産基盤の整備</p> <p>エ コンテナ苗の生産基盤施設の整備</p> <p>・補助率 国 1 / 2 以内、1 / 3 以内 等</p>
林道整備事業費補助	<p>林業経営を合理化し、林業生産基盤整備を図るために、市町村が実施する林道整備事業に対して行う補助</p> <p>・補助対象事業及び補助率</p> <p>ア 森林管理道開設事業</p> <p>森林管理道 国 50/100 県 0.5/100</p> <p>林業専用道 国 50/100 県 0.5/100</p> <p>イ フォレストコミュニティ総合整備事業</p>

	<p>森林基幹道（生活関連） 国 55/100 県 0.5/100 （その他） 国 50/100 県 0.5/100 森林管理道 国 55/100 県 0.5/100</p> <p>ウ 林道改良事業 幹 線（生活関連） 国 50/100 県 0.5/100 （管理経営） 国 50/100 県 0.5/100</p>
商店街活力再生 支援事業費補助	<p>市町村が行う次の事業又は商工会議所等が行う次の事業に対し市町村が補助する場合、当該市町村に対し補助</p> <p>・補助対象事業</p> <p>ア 活性化支援事業 商店街のイベント事業、セミナー開催等 （補助限度額 1,000千円）</p> <p>イ 施設整備事業 商店街の街路灯、防犯カメラ整備、バリアフリー整備等 （補助限度額 5,000千円）</p> <p>ウ 創業支援事業 商店街の空き店舗に出店する者への家賃補助等 （補助限度額 1,500千円）</p> <p>エ 空き地空き店舗利用促進事業 商店街の空き地・空き店舗をイベント事業、情報提供事業、子育て、高齢者等生活支援サービス施設等に活用する事業等 （補助限度額 1年次 2,000千円 2・3年次 600千円）</p> <p>・補助率 県 1/3以内</p>
観光施設整備費 補助	<p>市町村等の実施する観光施設の整備を促進するために行う補助</p> <p>・補助対象施設及び補助率 公衆便所、休憩舎、駐車場、観光案内所、総合案内板等 県 1/2以内（限度額10,000千円）</p>

(2) 交通・通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

事業名	事業内容
<p>情報通信技術利活用事業費補助</p>	<p>ICTまち・ひと・しごと創生推進事業</p> <p>「地域実証プロジェクト」で形成されたICTを活用した街づくりの成果事例に於いて構築したシステムの「横展開」や「自立的」「持続的」な推進体制の整備等に取り組む地方公共団体及び民間事業者等の初期投資・継続的な体制整備等にかかる経費の一部を補助する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費 <ul style="list-style-type: none"> 機器の購入 システム構築及び体制整備に向けた協議会開催等 ・補助率 国 原則 1 / 2 <p>補助率は原則 1 / 2 だが、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市及びこれらが参画する特別地方公共団体を除いた地方公共団体の場合、補助率は定額（上限 3, 0 0 0 万円）又は 1 / 2 以内</p>
<p>地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助</p>	<p>観光・防災Wi-Fiステーション整備事業</p> <p>来訪者や住民の情報収集等の利便性を高めるため、観光や防災の拠点における、公衆無線LAN環境の整備を促進する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費 <ul style="list-style-type: none"> 観光・防災Wi-Fiステーションを含む公衆無線LAN環境整備 ・補助率 国 1 / 2（交付決定額下限は、1件あたり100万円） <p>放送ネットワーク整備支援事業</p> <p>被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現するための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費 <ul style="list-style-type: none"> 地上基幹放送ネットワーク整備事業 <ul style="list-style-type: none"> 放送局の予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備費用 地域ケーブルテレビネットワーク整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備 ・補助率 国 1 / 2（交付決定額下限は、1件あたり100万円）

<p>無線システム普及支援事業費等補助</p>	<p>周波数有効利用促進事業</p> <p>市町村が行う災害被災状況の把握や救急・救命活動に重要な役割を担う防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化整備を推進する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費 <ul style="list-style-type: none"> 消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化未整備地域における下記の設備 <ul style="list-style-type: none"> 260MHz 帯デジタル消防・救急無線設備 (局舎、鉄塔等含む) 260MHz 帯移動系デジタル市町村防災行政無線設備 (局舎、鉄塔等含む) ・補助率 国 1 / 2 <p>携帯電話等エリア整備事業</p> <p>携帯電話等利用困難地域における電波利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用の確保を目的として、基地局施設を整備する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費 <ul style="list-style-type: none"> 過疎地、辺地、離島、半島などにおける、基地局施設(鉄塔、局舎、無線設備等)整備 ・補助率 国 1 / 2 (2 / 3) 県 1 / 5 (2 / 15) ()内は世帯数が100世帯未満の場合 <p>民放ラジオ難聴解消支援事業</p> <p>中継局整備費用の一部を補助し、ラジオ難聴解消を推進する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費 <ul style="list-style-type: none"> 難聴対策としての中継局整備 ・補助率 国 2 / 3 (1 / 2) ()内は都市型難聴(電子機器の普及や建物の高層化、堅牢化等が原因の都市部における難聴)解消の場合
<p>情報通信利用環境整備推進交付金</p>	<p>公共分野における利活用を前提とした超高速ブロードバンド基盤整備を目的とし、その費用を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費 <ul style="list-style-type: none"> アからウまで全ての条件を満たす地域における下記設備 <ul style="list-style-type: none"> ア 過疎・離島等の条件不利地域を含む地域 イ 超高速ブロードバンド未整備地域 ウ 整備対象地域において利用世帯数が十分に見込まれる地域 本体施設(光電変換装置、線路設備、ヘッドエンド装置、無線アクセス装置等) 附帯施設(局舎施設、電源供給施設、構内伝送路等) ・補助率 国 1 / 3

市町村 自主運営 バス補助	<p>バス路線が廃止された場合に、住民生活に必要なバスの運行を確保するため、市町村営バスを運営する市町村に対して補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費 運行費、車両購入、初年度開設費（車庫、バス停、待合所等） ・補助率 県 1 / 2
生活バ ス路線維 持費補助	<p>生活交通路線を運行する乗合バス事業者に対して路線維持のための補助金を交付している市町村に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費 生活交通路線であって、国庫補助対象からはずれた広域的・幹線的路線に準ずる路線 ・補助対象経費 運行費 ・補助率 県 1 / 2 ・補助期限 2年間を限度
過疎地 域遊休施 設再整備 事業	<p>遊休施設の改修に必要な経費で、主要施設の機能拡張を図るため、次に掲げるもの（庁舎等公用に供する部分を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費 (1) 施設費 <ul style="list-style-type: none"> ア アトリエ、ギャラリー イ テナント店舗（物販施設、体験工房等） ウ 景観整備施設（景観の維持・向上に資する案内板、誘導路、照明等） エ その他必要と認められる施設（ただし、施設の整備が本体の施設の機能を拡張するために必要不可欠と認められるものを対象とする。） (2) 設備費 <ul style="list-style-type: none"> ア 情報通信設備（パソコン・タッチパネル等通信端末を含む）（ただし、専用システム構築を伴うもので、システムと一体として活用されることを目的とし、単体での使用が不可能な端末を対象とする。） ・補助率 国 1 / 3（1事業当たり6,000万円を上限）

(3) 生活環境の整備

事業名	事業内容
浄化槽設置整備 事業費補助	<p>浄化槽を設置する者に設置費用を助成している市町村に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 設置費用の4割のうち、国 1 / 3、県 1 / 3 (50人槽以下のみ)

浄化槽市町村整備推進事業費補助	市町村が設置主体となって浄化槽の面的整備を行う事業に対する補助 ・補助率 国 1 / 3																																		
農業集落排水事業費補助	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水の処理施設整備に対する補助 ・補助率 国 5 / 10 県 0 ~ 0.5 / 10																																		
環境保全活動支援事業費補助金	市町村等が実施する環境の保全と創造に関する事業に対する補助 ・補助対象事業及び補助率 ア ごみ減量化・リサイクル推進事業 県 1 / 2 イ 地球温暖化対策事業 県 1 / 2 ウ 環境教育推進事業 県 1 / 2																																		
地震防災施設整備費補助	市町村における地震防災対策施設の整備を促進するため、次表のとおり補助																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">補助項目</th> <th rowspan="2">補助基準額 (千円)</th> <th colspan="2">国庫補助率</th> </tr> <tr> <th>強化地域</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震性貯水槽 (40m³)</td> <td>5,236</td> <td rowspan="6">1 / 2</td> <td rowspan="6">1 / 3</td> </tr> <tr> <td>耐震性貯水槽 (60m³)</td> <td>7,934</td> </tr> <tr> <td>耐震性貯水槽 (100m³)</td> <td>13,150</td> </tr> <tr> <td>飲料水兼用貯水槽 (40m³)</td> <td>30,120</td> </tr> <tr> <td>飲料水兼用貯水槽 (60m³)</td> <td>34,578</td> </tr> <tr> <td>飲料水兼用貯水槽 (100m³)</td> <td>42,810</td> </tr> <tr> <td>備蓄倉庫</td> <td>119/m²</td> <td rowspan="4">1 / 3</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>市町村防災無線通信設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防火水槽(有蓋)</td> <td>3,345</td> </tr> <tr> <td>防火水槽(無蓋)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防火水槽(無底)</td> <td>2,748</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		補助項目	補助基準額 (千円)	国庫補助率		強化地域	その他	耐震性貯水槽 (40m ³)	5,236	1 / 2	1 / 3	耐震性貯水槽 (60m ³)	7,934	耐震性貯水槽 (100m ³)	13,150	飲料水兼用貯水槽 (40m ³)	30,120	飲料水兼用貯水槽 (60m ³)	34,578	飲料水兼用貯水槽 (100m ³)	42,810	備蓄倉庫	119/m ²	1 / 3		市町村防災無線通信設備		防火水槽(有蓋)	3,345	防火水槽(無蓋)		防火水槽(無底)	2,748		
補助項目	補助基準額 (千円)			国庫補助率																															
		強化地域	その他																																
耐震性貯水槽 (40m ³)	5,236	1 / 2	1 / 3																																
耐震性貯水槽 (60m ³)	7,934																																		
耐震性貯水槽 (100m ³)	13,150																																		
飲料水兼用貯水槽 (40m ³)	30,120																																		
飲料水兼用貯水槽 (60m ³)	34,578																																		
飲料水兼用貯水槽 (100m ³)	42,810																																		
備蓄倉庫	119/m ²	1 / 3																																	
市町村防災無線通信設備																																			
防火水槽(有蓋)	3,345																																		
防火水槽(無蓋)																																			
防火水槽(無底)	2,748																																		

<p>公共下水道普及促進費補助</p>	<p>生活排水クリ-ン処理率が82%未満である市町村の公共下水道事業に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業及び補助率 1. 交付対象事業費に対する補助 県 2.5% 2. 単独事業費に対する補助 県 2.5% <p>(ただし、山梨県公共下水道普及促進費補助金交付要綱実施要領に定めた要件を満たしている場合)</p>
---------------------	--

(4) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

事業名	事業内容
<p>老人クラブ健康づくり・介護予防支援事業費補助</p>	<p>県老人クラブ連合会が実施する健康づくり、介護予防の支援事業に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 国 1/2 県 1/2
<p>高齢者地域支え合い活動促進事業費補助</p>	<p>県老人クラブ連合会が実施する、地域の一人暮らし等の高齢者への対話、相談の活動に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 国 1/2 県 1/2
<p>高齢者社会活動推進等事業費補助</p>	<p>老人クラブ社会活動促進事業 老人クラブ活動に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 国 1/3 県 1/3
<p>地域子ども・子育て支援事業費補助</p>	<p>すべての子育て家庭を対象に、地域の実情に応じて、市町村が実施する次の事業に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 子育て短期支援事業 ファミリーサポート・センター事業 一時預かり事業 延長保育事業 病児保育事業 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 国 1/3 県 1/3

児童厚生施設整備費補助	児童館、児童センター等の児童厚生施設の整備に対する補助 ・補助率 国 1 / 3 県 1 / 3
放課後児童健全育成事業費補助	1人以上(250日以上開所しているクラブ)の放課後児童クラブの事業に対する補助 200日以上の開所で対象とする特例あり ・補助率 国 1 / 3 県 1 / 3
福祉タクシーシステム事業費補助	重度の心身障害(児)者、要介護老人等が利用するタクシーの料金に対する補助 ・補助率 県 1 / 2

(5) 医療の確保

事業名	事業内容
国民健康保険へき地医療確保対策事業費補助(国民健康保険直営診療所補助)	へき地等の国保診療所のうち医師確保困難、診療圏人口僅少等構造的採算施設の健全な運営を確保するため運営費について特別調整交付金交付対象施設に対する補助 ・補助率 県 1 / 3 ・補助対象経費 特別調整交付金の交付対象となった診療施設の運営に要する経費で同算定省令の計算の例により算出した額

へき地医療対策費補助	<p>へき地住民の医療を確保するため、市町村等が行う医療施設の施設・設備の整備事業及び運営事業に対して補助</p> <p>・補助対象経費及び補助率</p> <p>ア へき地医療拠点病院施設、設備整備費 国 1 / 2 県 1 / 2</p> <p>イ へき地医療拠点病院運営費 国 1 / 2 県 1 / 2</p> <p>ウ へき地診療所施設整備費 国 1 / 2</p> <p>エ へき地診療所設備整備費 国 1 / 2</p> <p>オ 過疎地域特定診療所施設・設備整備費 国 1 / 2 県 1 / 4</p> <p>カ へき地巡回診療車設備整備費 国 1 / 2 県 1 / 2</p> <p>キ へき地患者輸送車設備整備費 国 1 / 2</p>
------------	---

(6) 教育の振興

事業名	事業内容
へき地小・中学校用スクールバス購入費補助	<p>過疎地域等におけるバス路線の廃止等による遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和を図るため、市町村が実施するスクールバス購入事業に対して補助</p> <p>・補助対象経費及び補助率</p> <p>スクールバス購入費 国 1 / 2 (平成27年度限度額 3,770千円)</p>
遠距離通学費補助	<p>学校統合により市町村が遠距離通学児童・生徒の通学に要する交通費を負担する事業に対しての補助</p> <p>・補助率 国 1 / 2</p> <p>・補助対象 市町村が負担する通学費が年間30万円以上の市町村</p>

<p>学校教育施設整備費補助</p>	<p>ア 小・中学校統合校舎等の新增築事業 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするための統合に伴い、校舎又は屋内運動場を新築又は増築する場合、経費の一部を負担 ・負担率 国 5.5 / 10</p> <p>イ 小・中学校統合校舎等の改修事業 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするための統合に伴い、既存の校舎又は屋内運動場を改修する場合、経費の一部を負担 ・負担率 国 5.5 / 10</p> <p>ウ ヘキ地寄宿舎の新增築事業 ヘキ地等における教育水準の向上を図るため、ヘキ地寄宿舎(通学が困難なヘキ地の児童生徒のための寄宿舎)の新增築に要する経費の一部を補助 ・補助率 国 1 / 2 (ただし過疎地域で適正規模にするための統合に伴い必要となった児童生徒のための寄宿舎の新增築は 5.5 / 10)</p> <p>エ ヘキ地教員住宅の新增築事業 市町村がヘキ地学校等(過疎地域を含む。)に勤務する教職員のために住宅の新築又は増築する場合に、経費の一部を補助 ・補助資格面積 80㎡ / 1戸当たり ・補助率 国 1 / 2 (ただし過疎地域で適正規模にするための統合に伴い必要となった教職員のための住宅の新增築は 5.5 / 10)</p> <p>オ 危険建物改築事業 構造上危険な状態にある建物について、その改築に要する経費の一部を補助 ・補助率 国 5.5 / 10</p> <p>カ 不適格建物改築事業 教育を行うのに著しく不適当な建物で特別な事情のあるものについて、その改築に要する経費の一部を危険建物改築事業に準じて補助 ・補助率 国 5.5 / 10 補助単価 = 建築単価 + 加算単価 (建築単価 × 2.5/100)</p>
--------------------	--

(ただし、へき地学校の場合の加算単価は、
建築単価 × (2.5/100 + 5/100)

【平成27年度建築単価】

建物区分	構造	補助単価 (円 / m ²)
校舎	R・W	167,600
	S	148,700
屋内運動場 へき地教員宿舎	R・W	195,600
	R S	188,000
	S	170,200

(7) 地域文化の振興等

事業名	事業内容
文化財保存事業 費補助	<p>国及び県指定文化財を保存・活用することによって地域の文化的向上に資するため、市町村が行う文化財保存事業に対して補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業 <ul style="list-style-type: none"> 指定文化財の解体修理等 指定文化財に対する防災施設設置 指定文化財に対する保存施設設置 指定文化財の防災施設保守点検等 埋蔵文化財の緊急発掘調査 その他文化財の保存上県教育委員会が必要と認める事業 ・補助率 (県) <ul style="list-style-type: none"> 国庫補助事業 国庫補助残額の1/2以内 起債による事業 起債充当後の市町村負担額の1/2以内 その他の事業 補助対象経費の1/2以内

<p>国宝重要文化財等保存整備費補助</p>	<p>ア 史跡等総合活用整備事業 史跡等（国指定史跡、名称、天然記念物）のオリエンテーション及びガイダンス、体験・活用等のために必要な施設の設置及び普及・啓発事業に対する補助 古道・運河等の歴史の道を調査、保存、整備する事業に対する補助 ・補助率 国 1 / 2</p> <p>イ 埋蔵文化財活用事業 埋蔵文化財センターの収蔵・防災及び展示・活用設備の整備及び埋蔵文化財を理解するための体験学習会・シンポジウム等公開・普及啓発事業に対して補助 ・補助率 国 1 / 2</p>
------------------------	---

(8) 集落等の整備

事業名	事業内容
<p>過疎地域集落再編整備事業</p>	<p>(1) 移転の円滑化に要する経費 住居移転者の移転及び離農等の円滑化を図るため、次の区分に従い、住居移転者に対して支給するに要する経費 ア 生活補償を必要とする住居移転者が当該市町村にとどまる場合 イ 生活補償を必要としない住居移転者が当該市町村内にとどまる場合 ウ 住居移転者が当該市町村内にとどまらない場合 ・補助率 国 1 / 2 (区分ごとに1戸当たりの上限額設定)</p> <p>(2) 団地造成費 団地の造成に要する経費(市町村が住居移転者に対し、著しく低い対価又は無償で長期間貸し付ける場合に限る) ただし、1戸当たり330㎡以内。 ・補助率 国 1 / 2 (原則として1㎡当たり3,200円以内)</p> <p>(3) 移転先住宅建設等助成費 住居移転者が、市町村が移転先として定めた団地において、住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得を</p>

	<p>含む。)するために要する経費を金融機関から借り入れた場合において当該借入金利子(年利率8.5%を限度とする。)に相当する額の全部又は一部を助成するに要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 国1/2(1件につき上限額設定) <p>住宅建設及び購入費用(土地取得費を除く。以下「対象経費」という。)に必要な借入金の利子に相当する額が対象経費にかかる交付限度額を超える場合は、対象経費に定額を加算。</p> <p>(4)生活関連施設整備費</p> <p>団地に必要と認められる道路、公園、緑地、広場、集会施設、高齢者福祉施設、共同駐車場、既存の施設に接続する共同受信施設及び有線放送施設、給水施設、生活排水(雑排水)処理施設、し尿処理施設、ゴミ焼却施設、融雪施設等公共施設の設備(土地を主体とする施設以外の施設については用地の取得造成費を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 国1/2 <p>(5)産業基盤施設整備費</p> <p>団地整備に伴い必要と認められる農林道、移転跡地及び団地における共同作業所、共同倉庫、共同畜舎等農林漁業近代化のための共同施設の整備に要する経費(用地の取得造成費は除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 国1/2 <p>(6)空き家改修費</p> <p>空き家の改修に必要な経費</p> <p>新たに取得する、又は現に所有している空き家については、譲渡を予定しているものを除く。また、空き家を借り受けて整備する場合には、10年間以上借り受けを約すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 国1/2
--	---

<p>過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業</p>	<p>過疎集落等において深刻化する喫緊の課題に対応するため、基幹集落を中心として、周辺の集落との間で「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み（日常生活支援機能）を確保するとともに、生産の営み（地域産業）を振興するために「地域コミュニティ組織等」が行う取組を国が支援</p> <p>(1) 集落ネットワーク圏形成支援費</p> <p>過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱に定める事業実施計画に基づく事業で次に掲げるものに要する経費。ただし、食糧費は除く。</p> <p>ア 集落ネットワーク圏計画の策定 イ 地域コミュニティ組織の体制確立 ウ 活性化プランの策定 エ 産業振興（特産品の開発・販売促進PR事業等） オ 生活の安全・安心確保対策（有償運送の仕組み構築、日用品・食料品等の買い物支援等） カ 都市と地域の交流・移住促進対策 キ 地域文化伝承対策 ク その他適当と認められるもの</p> <p>(2) 施設整備費</p> <p>集落ネットワーク圏形成支援費のイからクに必要な施設の整備又は改修に要する経費。ただし、用地取得費は除く。</p> <p>・定額 国（上限20,000千円） 事業主体が市町村以外の者である場合は、当該経費に対する市町村の補助に必要な経費を交付対象経費とする。</p>
<p>やまなし都市農村交流推進事業費補助</p>	<p>富士の国やまなし移住・交流推進協議会が行う、農山村が有する自然景観など多様な地域資源を活用した都市と農村の交流推進のために実施する事業に対する補助</p> <p>・補助率 定額 県</p>

山梨県過疎地域自立促進計画 参考資料

概算事業計画一覧

(単位:千円)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	概算事業費	年 度 別 区 分					備考
				28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
1 産業の振興	(1) 農業の振興								
	中山間地域総合整備事業	生産基盤整備 生活環境基盤整備 交流基盤整備 等	5,620,000	1,227,000	1,731,000	1,053,000	996,000	613,000	北杜市(旧白州町、武川村の区域)、市川三郷町、身延町、南部町
	農地環境整備事業	生産基盤整備 生活環境基盤整備	380,000	138,000	242,000				山梨市(旧三富村の区域)、富士川町(旧鵜沢町の区域)、丹波山村、小菅村
	畑地帯総合整備事業	生産基盤整備	24,000	18,000	6,000				富士河口湖町(旧上九一色村の区域)
	耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業	生産基盤整備	1,898,000	140,000	608,000	500,000	350,000	300,000	北杜市(旧白州町、武川村の区域)
	(2) 林業の振興								
	保安林改良事業	植栽、本数調整伐	395,000	79,000	79,000	79,000	79,000	79,000	山梨市(旧牧丘町の区域)
保安林保育事業	下刈、除伐等の保育	265,000	53,000	53,000	53,000	53,000	53,000	山梨市(旧牧丘町の区域)	
計			8,582,000	1,655,000	2,719,000	1,685,000	1,478,000	1,045,000	

山梨県過疎地域自立促進計画 参考資料

概算事業計画一覧

(単位:千円)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	概算事業費	年度別区分					備考	
				28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
2 交通・通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1)国道(知事管理分)の整備	413号 (道志バイパス)	改良 L=2,300m W=6.0(7.5)m	960,000	90,000	70,000	100,000	200,000	500,000	道志村
		139号 (小菅橋)	改良 L=200m W=5.5(9.5)m	350,000	50,000	50,000	50,000	100,000	100,000	小菅村
		139号 (余沢)	改良 L=750m W=5.5(7.0)m	400,000	50,000	50,000	100,000	100,000	100,000	小菅村
		300号 (中之倉バイパス)	改良 L=1,800m W=5.5(7.0)m	4,820,000	1,220,000	800,000	800,000	1,000,000	1,000,000	市川三郷町
		411号 (大常木 期バイパス)	改良 L=700m W=5.5(7.0)m	652,000	252,000	100,000	300,000			丹波山村
		(2)県道 北杜ハヶ岳公園線 (乙坂)	改良 L=600m W=6.0(10.0)m	11,000	11,000					北杜市(旧須玉町の区域)
	日野春停車場線 (鯨)	改良 L=820m W=5.5(7.0)m	750,000	20,000	80,000	100,000	250,000	300,000	北杜市(旧須玉町の区域)	

山梨県過疎地域自立促進計画 参考資料

概算事業計画一覧

(単位:千円)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	概算事業費	年度別区分					備考
				28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
	箕輪須玉線 (穴平)	改良 L=170m W=4.0(5.0)m	20,000	20,000					北杜市(旧須玉町の区域)
	駒ヶ岳公園線 (横手)	改良 L=380m W=5.5(9.5)m	300,000	10,000	100,000	100,000	90,000		北杜市(旧白州町の区域)
	駒ヶ岳公園線 (白須)	改良 L=240m W=5.5(7.0)m	18,000	18,000					北杜市(旧白州町の区域)
	塩平窪平線 (西保中～久保)	改良 L=1570m W=5.5(9.25)m	260,000	31,000	80,000	79,000	70,000		山梨市(旧牧丘町の区域)
	柳平塩山線 (杣口)	改良 L=1000m W=5.5(9.5)m	300,000	30,000	70,000	100,000	50,000	50,000	山梨市(旧牧丘町の区域)
	笛吹市川三郷線 (下芦川)	改良 L=1,300m W=5.5(7.0)m	300,000	79,000	50,000	90,000	81,000		市川三郷町
	笛吹市川三郷線 (畑熊)	改良 L=400m W=5.5(7.0)m	180,000	0	30,000	50,000	50,000	50,000	市川三郷町
	市川三郷身延線 (岩間)	改良 L=500m W=6.0(10.0)m	170,000	150,000	20,000				市川三郷町

山梨県過疎地域自立促進計画 参考資料

概算事業計画一覧

(単位:千円)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	概算事業費	年度別区分					備考
				28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
	甲斐早川線 (南アルプス市芦安芦倉～ 早川町奈良田) 早川芦安連絡道路	改良 L=5,000m W=5.5(7.0)m	6,000,000	230,000	770,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000	南アルプス市 (旧芦安村の区 域)、早川町
	南アルプス公園線 (保)	改良 L=240m W=5.5(7.0)m	260,000	130,000	130,000				早川町
	光子沢大野線 (大野)	改良 L=1,060m W=5.5(7.0)m	75,000	75,000					身延町
	遅沢静川線 (夜子沢)	改良 L=620m W=4.0(5.0)m	210,000	13,000	47,000	50,000	50,000	50,000	身延町
	古関割子線 (道)	改良 L=320m W=5.5(7.0)m	180,000	0	30,000	50,000	50,000	50,000	身延町
	割子切石線 (下田原) 中富ICアクセス	改良 L=2,200m W=5.5(7.0)m	5,664,000	2,090,000	3,574,000				身延町
	富士川身延線 (和田) 身延山ICアクセス	改良 L=840m W=5.5(7.0)m	815,000	430,000	385,000				身延町

山梨県過疎地域自立促進計画 参考資料

概算事業計画一覧

(単位:千円)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	概算事業費	年度別区分					備考
				28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
	富士川身延線 (井出)	改良 L=780m W=5.5(7.0)m	480,000	80,000	100,000	100,000	100,000	100,000	南部町
	高瀬富士線 (町屋)	改良 L=180m W=5.5(9.25)m	150,000	60,000	50,000	40,000			南部町
	甲斐早川線 (古屋敷橋)	橋梁 L=500m W=5.5(9.5)m	400,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	南アルプス市 (旧芦安村の区域)
	市川三郷富士川線 (富士橋)	橋梁 L=600m W=6.0(10.0)m	2,060,000	60,000	100,000	200,000	700,000	1,000,000	市川三郷町、 富士川町(旧鯉 沢町の区域)
	(3)農道 身延北部地区 (中山間地域総合整備事業)	改良・舗装 L=3,042m W=4.0m	367,000	103,000	120,000	120,000	24,000		身延町
	南部地区 (中山間地域総合整備事業)	改良・舗装 L=2,109m W=4.0m	342,000	79,000	263,000				南部町
	市川三郷地区 (中山間地域総合整備事業)	改良・舗装 L=5,570m W=4.0~5.0m	1,052,000	76,000	259,000	330,000	319,000	68,000	市川三郷町
	身延南部地区 (中山間地域総合整備事業)	改良・舗装 L=1,940m W=4.0m	256,000	14,000	78,000	9,000	78,000	77,000	身延町

山梨県過疎地域自立促進計画 参考資料

概算事業計画一覧

(単位:千円)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	概算事業費	年度別区分					備考
				28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
	甲斐駒東部地区 (中山間地域総合整備事業)	改良・舗装 L=1,500m W=4.0m	70,000				20,000	50,000	北杜市(旧白州町、武川村の区域)
	丹波山地区 (農地環境整備事業)	改良・舗装 L=72m W=3.0m	3,000	3,000					丹波山村
	鯉沢地区 (農地環境整備事業)	改良・舗装 L=68m W=4.0m	3,000	3,000					富士川町(旧鯉沢町の区域)
	小菅地区 (農地環境整備事業)	改良・舗装 L=1,763m W=3.0m	142,000	23,000	119,000				小菅村
	白州地区 (耕作放棄地解消・発生防止 基盤整備事業)	改良・舗装 L=585m W=4.0m	60,000	60,000					北杜市(旧白州町の区域)
	富士北麓水源の里地区 (畑地帯総合整備事業)	改良・舗装 L=3,042m W=5.0m	50,000	42,000	8,000				富士河口湖町 (旧上九一色村の区域)
	(4) 林道 塩平徳和林道	新設 L=800m W=5.0m	320,000	160,000	160,000				山梨市(旧牧丘町、旧三富村の区域)
	富士東部(北)林道	新設 L=627m W=5.0m	270,000	146,000	124,000				上野原市(旧秋山村の区域)
	富士東部(南)林道	新設 L=770m W=5.0m	222,400	12,400	70,000	70,000	70,000		上野原市(旧秋山村の区域)、

山梨県過疎地域自立促進計画 参考資料

概算事業計画一覧

(単位:千円)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	概算事業費	年度別区分					備考
				28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
	足馴峠林道	新設 L=3,010m W=5.0m	804,000	164,000	160,000	160,000	160,000	160,000	道志村 富士川町(旧鯉沢町の区域)
	大島峠林道	新設 L=436m W=3.0m	40,000	40,000					南部町
	貫ヶ岳西林道	新設 L=1,144m W=4.0m	254,950	63,738	63,738	63,738	63,738		南部町
	戸屋林道	新設 L=1,500m W=3.0m	300,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	早川町
	観音峠大野山1号支線林道	新設 L=1,500m W=3.5m	110,580	36,860	36,860	36,860			北杜市(旧須玉町の区域)
	足馴峠1号支線林道	新設 L=1,518m W=3.5m	70,000	25,000	25,000	20,000			富士川町(旧鯉沢町の区域)
	足馴峠2号支線林道	新設 L=1,500m W=3.5m	42,000	14,000	14,000	14,000			富士川町(旧鯉沢町の区域)
	赤石高下支線1号支線林道	新設 L=3,800m W=3.5m	168,500	35,000	35,000	35,000	35,000	28,500	富士川町(旧鯉沢町の区域)

山梨県過疎地域自立促進計画 参考資料

概算事業計画一覧

(単位:千円)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	概算事業費	年度別区分					備考	
				28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
	南アルプス林道	改良 L=4,200m W=5.0m	400,000	200,000	200,000				南アルプス市 (旧芦安村の区域)	
	井川雨畑林道	改良 L=600m W=4.0m	130,000	65,000	65,000				早川町	
	豊岡梅ヶ島林道	改良 L=750m W=4.0m	130,000	65,000	65,000				身延町	
	丸山林道	改良 L=450m W=4.0m	20,000	10,000	10,000				早川町	
	計		31,412,430	6,778,998	8,701,598	4,307,598	5,800,738	5,823,500		
5 医療 の確保	(1)無医地 区対策	巡回診療	無医地区等への巡回診療	108,490	21,698	21,698	21,698	21,698	21,698	北杜市(旧須玉 町の区域)、早 川町、身延町、 小菅村
	計		108,490	21,698	21,698	21,698	21,698	21,698		
9 集落の整備	地域景観リーダー育成事業	まちづくり、景観づくりの活動 に中心となり取り組む人材の育成	1,050	500	550				甲府市他14市 町村	
	計		1,050	500	550	0	0	0		
合計			40,103,970	8,456,196	11,442,846	6,014,296	7,300,436	6,890,198		